

「徳島県新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定について

1 改定の経過

- 令和6年11月26日 県土整備委員会（事前）に計画素案を報告
27日 パブリックコメント
令和7年1月16日 徳島県新型インフルエンザ等対策検討委員会で（最終案）を審議
23日 県行動計画の改定
2月6日 県土整備委員会（事前）に計画改定を報告

2 計画の基本方針

徳島県では、関係機関と連携し、次の3点を主たる目的として対策を講じる。

- （1）新型インフルエンザ等の感染症を持ち込ませない、発生させないようにする。
- （2）感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。
- （3）県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

3 改定の概要

- （1）「政府行動計画」改定（R6.7月）に準拠した計画体系の変更
 - ・フェーズを「準備期・初動期・対応期」に分け、「準備期」の取組を充実
 - ・対策項目を「6項目」から「13項目」に拡充
 - ・複数の感染拡大への対応（対策の機動的切り替え）を追記

- （2）「県行動計画」改定のポイント（◎：新規、○：拡充）

・実施体制

- 平時から実践的な訓練や研修等により人材育成を実施（準備期）
- 「徳島県新型インフルエンザ等対策本部」を設置する前に、
「危機管理対策本部」を判断設置し、対策を講じられることとする（初動期）
- ◎全庁体制に向け、庁内の応援体制を調整・構築（初動期・対応期）
- ◎県の注意喚起基準を検討・作成（対応期）

・情報提供・共有・リスクコミュニケーション

- ◎国と連携し、発生情報をはじめとする必要な情報の提供・共有（初動期・対応期）
- ◎科学的知見に基づく情報を発信し、偏見・差別や偽・誤情報へ対処（初動期・対応期）

・まん延防止

- ◎県の注意喚起基準を運用し、とるべき感染防止対策を呼び掛け（対応期）
- まん延防止等重点措置や緊急事態措置の適用（対応期）
- ◎時期に応じてまん延防止対策の強度を柔軟に切り替え（対応期）

・県民生活及び県民経済の安定の確保

- ◎事業者の業務継続計画の策定を支援（準備期）
- ◎事業者に対し、感染防止対策や財政的な支援を実施（対応期）

徳島県新型コロナウイルス等対策行動計画（改定後）の概要

資料1-1

【凡例】

◎：新規 ○：拡充 ●：継続

令和7年2月定例会（事前）

県土整備委員会資料

危機管理部

対策項目	対策時期		
	■準備期	■初動期	■対応期
	・新型コロナウイルス等の発生前の段階	・国内外で新型コロナウイルス等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	・封じ込めを念頭に対応 ⇒ 病原体の性状等に応じて対応 ⇒ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 ⇒ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行
①実施体制	●危機管理会議での対応 ●全庁体制に向けた備え ○実践的な訓練等による人材育成	○徳島県新型コロナウイルス等対策本部の設置（必要に応じて「危機管理対策本部」を判断設置） ○全庁体制に向けた調整	本部の設置（必要に応じて「危機管理対策本部」を判断設置） ◎感染状況等に応じた体制構築 ◎県の注意喚起基準の検討・作成 ○まん延防止等重点措置や緊急事態措置の適用協議
②情報収集・分析 ③サーベイランス	●感染症の発生動向を情報収集・サーベイランス実施	◎疑似症サーベイランス等各種サーベイランス開始 ●発生患者の全数把握開始	◎流行状況に応じたサーベイランスを実施 ○定点把握へ移行（発生動向が把握できる場合）
④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	●感染症に関する情報提供・共有 ◎偏見・差別等に関する啓発を実施	◎感染症の特性や国の公表基準を踏まえた発生情報等の必要な情報を迅速に提供・共有 ◎偏見・差別等や偽・誤情報へ対処 ○双方向のコミュニケーションを実施 ◎県民等から感染防止対策への理解・協力を得るため、政策判断の根拠を丁寧に説明	
⑤水際対策	●検疫所と連携体制の構築	●居宅待機者等の健康監視を実施	
⑥まん延防止	○想定される対策やその意義を周知広報	◎陽性者対応等の手順確認	○患者や濃厚接触者の対応を実施 ◎県の注意喚起基準を運用し、県民等がとるべき感染防止対策を呼び掛け ○まん延防止等重点措置や緊急事態措置の適用 ◎時期に応じて、柔軟に対策を切り替え
⑦ワクチン	●ワクチン接種の体制を構築 ○予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を実施	●ワクチン接種の体制を準備	◎ワクチン接種の実施、接種会場の増設を検討 ◎ワクチンに関する積極的なリスクコミュニケーションを実施
⑧医療	◎協定締結により、有事の医療提供体制を確保 ◎研修や実践的な訓練を通じた人材育成 ◎感染症対策連携協議会にて、関係機関との連携を確認	○感染症指定医療機関による受入体制を確保 ●相談センターの整備	◎協定締結医療機関に要請し、医療提供体制を拡充 ○陽性者の入院調整を実施
⑨治療薬・治療法	◎協定締結により、自宅療養者への支援体制を確保	◎治療薬や治療法の情報を迅速に医療機関へ提供	◎協定を締結した薬局に医薬品の移送や服薬指導等を要請
⑩検査	◎協定締結により、検査体制を充実・強化	◎検査方針等を県民に周知	◎協定を締結した検査事業者に要請し、検査体制を拡充
⑪保健	◎感染症有事の体制を構築する人員確保や人材育成 ◎健康危機対処計画に基づく優先業務の整理	◎感染症有事体制の受入準備 ◎陽性者対応等の手順確認 ●相談センターの整備	◎感染状況等に応じた体制構築 ○陽性者対応を実施 ◎業務負荷等に応じて業務内容の見直し
⑫物資	○感染症対策物資等を備蓄 ◎医療機関における感染症対策物資等の備蓄を推進	◎医療機関の備蓄状況を確認	◎県の備蓄から、地域や医療機関へ不足する物資を配布 ◎必要に応じて国や市町村等の備蓄の融通を調整
⑬県民生活・県民経済の安定	◎事業者に対し業務継続計画の策定を支援 ●県民に対し衛生用品等の備蓄を勧奨	◎事業者に対しテレワークの活用等準備を呼び掛け ●県民に対し適切な消費行動の呼び掛け	◎事業者に対し職場における感染防止対策の徹底を呼び掛け ◎事業者に対し感染防止対策支援や財政支援を実施 ○県民に対し心身への影響対策や学びの継続への支援を実施